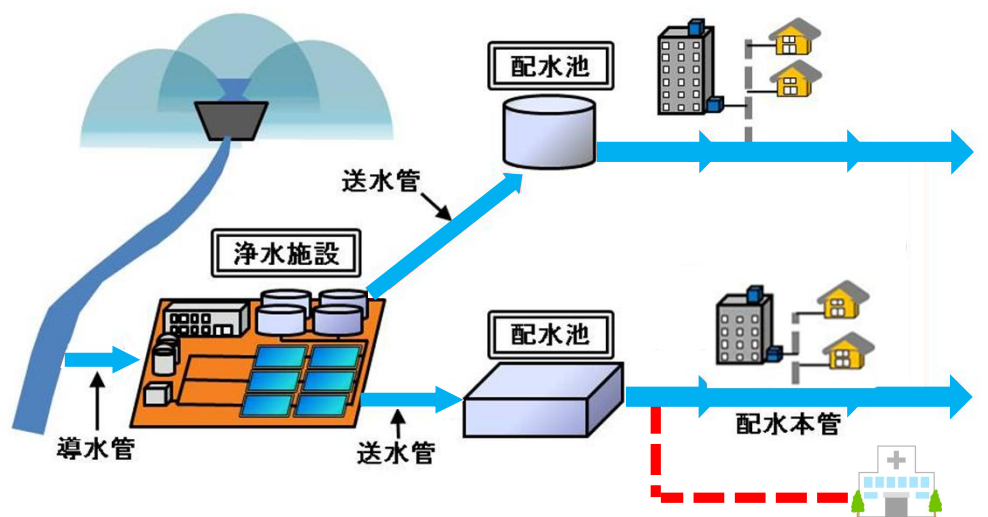


水道管路が満たすべき耐震性能の強化(省令第1条第7号)

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を進めることが重要。
- 水道法に基づく水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、重要施設に接続する配水支管等について、基幹管路(導水管・送水管・配水本管)と同様の耐震性能(レベル2地震動への対応等)を確保することを義務づけ。

※令和8年4月1日省令改正、令和8年10月1日 省令施行

(水道施設)



重要施設（避難所、災害拠点病院等）に接続する配水支管

(管路が備えるべき耐震性能)

(改正後)

	レベル1 地震動	レベル2 地震動		レベル1 地震動	レベル2 地震動
基幹管路	○	○		○	○
重要施設に接続する配水支管※	○	—		○	○
上記以外の配水支管	○	—		○	—

レベル1地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの

レベル2地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

※現在対象となっていない、配水本管を有しないが、重要施設に配水支管が接続する配水池やポンプ場も同様に引き上げ。

- : 基幹管路（導水管、送水管、配水本管）
- : 重要施設に接続する配水支管
- : 上記以外の配水支管

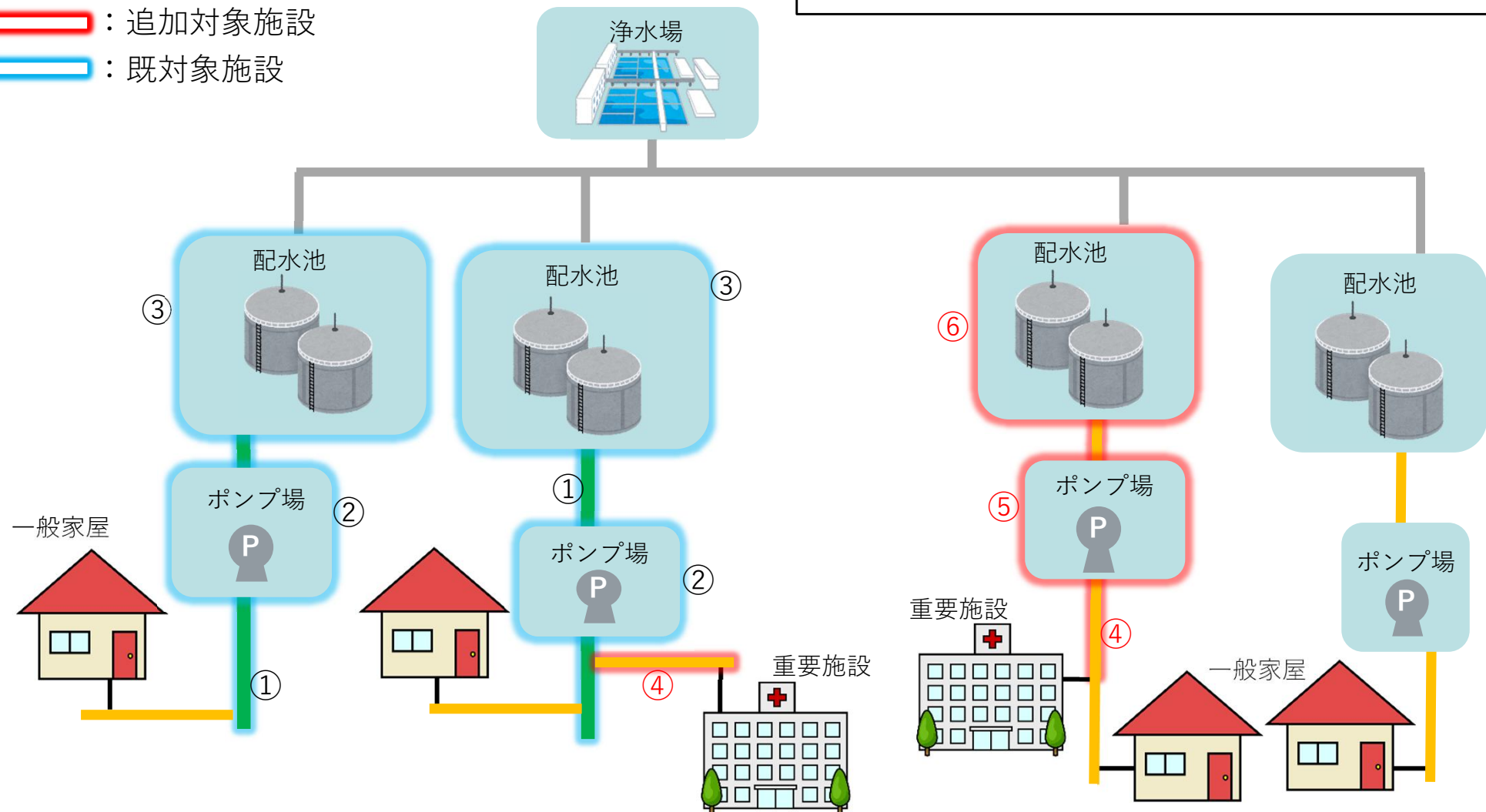
新たにレベル2地震動に対する耐震化の要件の対象となる施設① 国土交通省

（配水本管を有する水道について）

- : 送水管
- : 配水本管（給水管の分岐がないもの）
- : 配水支管（給水管が分岐して設けられたもの）
- : 給水管
- : 追加対象施設
- : 既対象施設

改正事項

配水本管を有する水道において、現行の規定では、配水本管及びそれに接続するポンプ場・配水池（①、②、③）のみが対象となっているが、本改正により、重要施設に接続する配水支管及びそれに接続するポンプ場・配水池（④、⑤、⑥）を追加。



新たにレベル2地震動に対する耐震化の要件の対象となる施設② 国土交通省

（配水本管を有しない水道について）

- : 送水管
- : 配水支管
- : 給水管
- ◻ : 追加対象施設
- ◻ : 既対象施設

改正事項

配水本管がない水道において、現行の規定では、最大容量を有する配水池（⑦）のみが対象となっているが、本改正により、重要施設に接続する配水支管及びそれに接続するポンプ場・配水池（④、⑤、⑥）を追加。

